

入札公告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき、下記により公告する。

令和 7 年（2025 年）9 月 2 日

下関市上下水道事業管理者

上下水道局長 伊南 一也

記

1 業務名称

自家用電気工作物点検業務

2 業務場所

別紙 1 仕様書のとおり

3 業務内容

別紙 1 仕様書のとおり

4 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 27 日まで

5 入札参加条件

本業務の入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

（1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

（2）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

（3）この公告の日から入札の日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

（4）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿中、業種「庁舎等管理業務」

中、営業品目「電気設備保全管理」に登録されていること。

(5) 平成27年4月1日以降に、国又は地方公共団体その他公共団体と自家用電気工作物（高圧受電又は特別高圧受電のものに限る。）の点検業務の契約を締結し、履行した実績を有していること。

(6) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 本件の入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し入札参加資格がある者と認められていること。

6 入札参加資格確認申請書の提出場所及び当該入札に関する問い合わせ先
下関市上下水道局 水道施設課 管理係（長府浄水場内）

電話番号 083-245-2174

メールアドレス sdjosuik@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

7 入札参加申請方法

入札参加資格確認申請書（様式1）に上記5（5）の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を添えて上記6に掲げる提出場所に持参又は電子メールにより提出すること。（電子メールにより提出した場合については、着信確認の連絡を行うこと。電話番号083-245-2174）

8 申請書の提出期限

令和7年9月8日（月）午後5時00分

9 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格確認結果は、入札参加資格確認申請のあった者に対し、入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和7年9月9日（火）午後5時00分までに電子メールにて、様式1に記入されているメールアドレスに通知する。

10 仕様書等

(1) 仕様書

別添のとおり。

(2) 参考図面（別図1～7）

上記6に掲げる場所において直接配布するので、配布を受ける前に予め連絡すること。

11 契約条項を示す場所及び質問の方法等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 上記 6 に掲げる場所に同じ。

イ 日時 令和 7 年 9 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分までとする。

(2) 質問の方法

入札参加申請及び契約内容についての質問は、電子メールを使用して、質問内容を記載した書面 (任意様式) を提出すること。(着信確認の連絡を行うこと。電話 0 8 3 - 2 4 5 - 2 1 7 4)

質問の期限は、令和 7 年 9 月 1 0 日 (水) 午後 5 時 0 0 分までとする。

質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに行う。

1 2 入札保証金

入札金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、下関市上下水道局会計規程 (平成 2 6 年上下水道局規程第 3 号) 第 1 6 8 条の規定に該当する場合は、免除とする。

なお、入札保証金の要否については、上記 9 の入札参加資格確認通知書により通知する。

1 3 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和 7 年 9 月 1 6 日 (火) 午前 1 0 時 0 0 分

(2) 入札場所

下関市長府豊浦町 1 番 1 号

下関市上下水道局 長府浄水場会議室 (本館 2 階)

1 4 入札方法

入札は、入札参加者が上記 1 3 (2) に掲げる場所に入札書 (様式 3) を直接持参して行う。入札参加者は、代理人をして入札させるときは委任状 (様式 4) を持参させ、入札前に提出しなければならない。

1 5 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、下関市上下水道局会計規程第 1 9 3 条の規定に該当する場合は、免除とする。

1 6 無効とする入札

(1) 入札保証金の納付がないもの又は入札保証金が不足するもの

- (2) 入札者が明瞭でないもの又は入札価格を判読することができないもの
- (3) 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの
- (4) 無権代理人又は1人で2人以上の代理をしたものがしたもの
- (5) 同一人が同一事項に対して2通以上したもの
- (6) 当該入札に参加する資格を有しない者のしたもの
- (7) 虚偽の申請を行った者のしたもの
- (8) 金額を訂正した入札書によるもの
- (9) 明らかに連合によると認められるもの

17 その他

- (1) 入札参加資格申請にかかる費用は、全て申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無にかかわらず、申請書類等は返還しない。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち、入札参加資格が無いと認められたものは、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市上下水道局水道施設課に持参又はファクシミリで提出することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札参加者が入札日までに入札条件を満たさなくなったときは、その者のした入札は無効とする。
- (5) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (6) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。
- (7) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、記載した文字等を容易に消去することのできる筆記用具（消せるボールペン等）を使用してはならない。

以上